

## ○山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱

平成29年6月21日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護職員の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図るための市内で介護サービスを提供する事業所を運営する法人に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条に規定する保険給付の支給対象となるサービスをいう。
- (2) 対象事業所 市内で介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 研修等 次に掲げるものをいう。ただし、アからエまで及びカからクまでにあつては研修の受講の終了日又は試験の合否が判明する日の属する年度に行われるもの、オにあつては研修の受講の開始日の属する年度に行われるものとする。
  - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修
  - イ 介護職員実務者研修 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修
  - ウ 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1項の介護福祉士試験
  - エ 介護支援専門員実務研修受講試験 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験
  - オ 介護支援専門員実務研修 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
  - カ 介護支援専門員更新研修 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修
  - キ 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
  - ク 主任介護支援専門員更新研修 介護保険法施行規則第140条の6第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

(助成の対象法人)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、市内で対象事業所を運営する法人であつて、当該対象法人が雇用している介護職員に係る研修等の経費を負担したものとする。ただし、対象法人の役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関

し不正又は著しく不当な行為をしたことがあること。

(2) 市税の滞納があること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の対象として適当でないと認める事項

（助成対象経費）

第4条 この要綱による助成金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）

は、研修等（第9条第1号に規定する修了し、又は合格した研修等に限る。）に係る資格試験受験手数料、講座及び研修の手数料、教材費（研修を受講するに当たり必要な物に限る。）並びにその他市長が適当と認めるものとし、対象法人が同条の規定による申請を行った年度内に負担したものとする。

（助成額等）

第5条 市長は、研修等に係る経費について別表の左欄に掲げる研修及び試験の項目に応じ、当該項目に係る対象経費に同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、当該額が同表右欄に掲げる助成限度額を超えるときは、当該助成限度額を上限とする。）の合計額を予算の範囲内で助成するものとする。

（事業計画の承認の申請）

第6条 対象事業所における研修等の実施に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）の承認の申請をしようとする対象法人は、当該対象法人が運営する対象事業所ごとに山鹿市介護人材育成支援事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 山鹿市介護人材育成支援事業計画書（様式第2号）

(2) 山鹿市介護人材育成支援事業収支予算書（様式第3号）

(3) 研修等を受講し、又は受験する介護職員に係る雇用証明書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業計画の承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の承認の可否を決定し、その旨を当該申請をした対象法人に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定による事業計画の承認の決定を受けた対象法人は、当該決定を受けた事項を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、山鹿市介護人材育成支援事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成金の交付の申請）

第9条 事業計画の承認を受けた対象法人であって、助成金の交付の申請をしようとするものは、事業計画の承認の決定を受けた事業が全て完了した日から起算して30日を経過した日又は当該承認を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに対象事業所ごとに山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書

類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、介護支援専門員実務研修に係る助成金の交付の申請については、当該研修が終了した日の属する年度に行うものとする。

- (1) 承認を受けた事業計画において計画した研修等において当該年度内に修了し、又は合格した研修等に係る修了証明書又は合格通知書の写し（修了証明書又は合格通知書の交付が遅れる場合は、研修機関又は試験実施機関からの証明書の写し）
- (2) 研修等を修了し、又は合格した介護職員に係る申請をする日の属する月の勤務表の写し
- (3) 山鹿市介護人材育成支援事業収支決算書（様式第6号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成金の交付の決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を当該申請をした対象法人に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 助成金の交付の決定を受けた対象法人（以下「助成事業者」という。）は、助成金の請求をしようとするときは、山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、助成金を交付することが適当でないとき市長が認めたとき。

（書類の整備）

第13条 助成事業者は、助成金の交付の決定に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び書類は、助成金の交付の決定に係る事業の完了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行し、同年4月1日以降に実施される研修等に適用する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認の通知を受けたこの要綱に基づく助成金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後

もなおその効力を有する。

附 則（平成30年8月20日告示第131号）

この要綱は、平成30年8月20日から施行し、同年4月1日以降に実施される研修等に適用する。

附 則（令和2年3月24日告示第42号）

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則（令和4年2月15日告示第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第34号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱（第10条第2項及び第13条を削る改正規定に限る。）による改正後の山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日前に交付された助成金についても適用する。

附 則（令和6年3月26日告示第59号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

研修及び試験の項目	助成率	助成限度額
介護職員初任者研修	3/4	30,000円
介護職員実務者研修	3/4	75,000円
介護福祉士試験	3/4	13,785円
介護支援専門員実務研修受講試験	3/4	7,500円
介護支援専門員実務研修	3/4	50,850円
介護支援専門員更新研修	3/4	35,250円
主任介護支援専門員研修	3/4	28,500円
主任介護支援専門員更新研修	3/4	24,000円